

## 平成22年第4回訓子府町議会臨時会会議録

### ○議事日程

平成22年11月30日（火曜日）

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 行政報告
- 第4 議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第66号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第63号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）について
- 第8 議案第64号 平成22年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第9 意見書案第8号 国土交通省「北海道局」の存続に関する要望意見書

○出席議員（9名）

1番	佐藤	静基	君	2番	河端	芳惠	君
3番	山本	朝英	君	4番	川村	進	君
5番	小林	一甫	君	6番	橋本	憲治	君
7番	工藤	弘喜	君	8番	西山	由美子	君
9番	上原	豊茂	君				

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池	一春	君
総務課長	佐藤	明美	君
総務課業務監	伊田	彰	君
企画財政課長	山内	啓伸	君
企画財政課業務監	森谷	清和	君
町民課長	平塚	晴康	君
福祉保健課長	佐藤	純一	君
福祉保健課業務監	八木	欽光	君
農林商工課長	佐藤	正好	君
農林商工課業務監	村口	鉄哉	君
建設課長	林	秀貴	君
上下水道課長	竹村	治実	君
教育長	山田	日出夫	君
社会教育課長	小野	良次	君
社会教育課業務監	元谷	隆人	君
幼稚園・保育園・子育て支援センター事務長	菅野	宏	君
会計管理者	三好	寿一郎	君
監査委員	山田	稔	君
農業委員会事務局長	遠藤	琢磨	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	森谷	勇	君
議会事務局主任	小林	央	君

◎開会の宣言

○議長（橋本憲治君） 皆様、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成22年第4回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（橋本憲治君） 上原議会運営委員長から本日の議会運営について、報告をいただきます。

○議会運営委員長（上原豊茂君） 皆様、おはようございます。

それでは、ただいま議長からのご指示がありましたので、議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、平成22年第4回臨時会の運営について、協議をいたしました。

本臨時会は、町長から提出されている議案は4件であります。

また、議員提案による議案が1件、その他、意見書案が1件の合わせて6件の議案が提出されております。

なお、本臨時会の冒頭、町長から行政報告を受けることとなっておりますので、よろしくお願いいたします

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思っております。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしました。

これをもちまして、議会運営員委員会からの報告を終了いたします。

○議長（橋本憲治君） ご苦労様でした。

◎開議の宣告

○議長（橋本憲治君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、飯田教育委員長、谷本農業委員会会長並びに田古選挙管理委員長から、欠席する旨の報告がありました。

さらに、上野管理課長から、欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（橋本憲治君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（森谷 勇君） それでは、ご報告申し上げます。本臨時会の説明員並びに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております案件につきましては、議案が4件であり

ます。

また、議員提案による議案が1件、その他、意見書案が1件であります。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（橋本憲治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長において、8番、西山由美子君、9番、上原豊茂君を指名いたします。

#### ◎会期の決定

○議長（橋本憲治君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

#### ◎行政報告

○議長（橋本憲治君） 日程第3、菊池町長から行政報告がありますので、この際、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） おはようございます。ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶を申し上げます。本日、第4回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本臨時町議会開催にあたり2点ほど私のほうから最近の経過も含めたご報告をご挨拶の中で含めさせていただきます。

11月12日の臨時町議会で採択されました意見書案第7号 TPP交渉参加の中止を求める要望意見書については、当時、美幌町、斜里町、訓子府町の3町が議決をしたところでございますが、その後、管内的にほとんど全ての市町村が、このTPPの参加中止を求める議決を各議会で行ったと町村会から報告を受けておりますし、同時にまた、11月30日にオホーツク管内の組合長会、あるいは市町村も含め、農業団体が主催とする総決起集会が網走市で行われ、およそ1,500人ほどの集会参加者、そして、デモ行進を網走市街地の中心部で行われたところでございます。本町からもきたみらい農業協同組合の組合員、さらには農業委員、さらには土地改良区理事等を含め、70名の方がこの集会に参加し、TPPに対する交渉参加の中止を求める行動を共にしたところでございます。

さらにまた、今日の臨時会で提案されております意見書案第8号 国土交通省「北海道局」の存続に関する要望意見書につきましては、11月22日でございますが、網走建設業協会から橋本議長と私が意見書の議決要請を受けたところでございます。私自身は、北海道横断自動車道早期建設期成会等を通じて、北海道開発局やあるいは国土交通省、関連

国会議員に対してもこのことについては、同じように要請を申し上げているところでございますが、特に、平成18年4月20日に廃止になった銀河線。さらには、最近、報道されておりますが、JRの貨物便が来年度から1便減になり、3年後にはゼロになるという状況。そしてさらには、航空面で札幌―女満別間の乗車人数が減になっていくことの状況からしてみると北海道の交通体系をきっちり議論をする状況をつくり上げるべきだと思っています。その役割は、北海道局を抜きにしては考えられないのではないのかと思っています。新幹線もさることながら、関連してこの道東における交通網の整備は、北海道局の主要な役割というお話を申し上げているところでございますし、存続を願うものでございます。もちろん北海道局が、その業務を北海道に移譲されたとしても、その人員、予算規模等々も含め、まだ不明確な状況でございますし、さらには、北海道開発行政が従来にも増して、地域生活型の大規模な事業だけではなくて、地域のさまざま道路整備や生活インフラ整備等にもっと住民目線の視点が必要ではないかということは、再三にわたってお願いをし、要請を申し上げているところでございます。

いずれにいたしましても、北海道にとりまして、重要な位置付けを占めております北海道局の存続につきましては、私の立場からもぜひ意見書の議決をお願いするものでございます。

それでは、本臨時町議会にあたり提案しています概要を申し述べさせていただきます。

まず、各会計の補正予算案についてであります。一般会計につきましては、総額279万円の追加補正を提案させていただいているところでございます。

その主な内容ですが、議会費と衛生費、消防費、給与費につきましては、平成22年国の人事院勧告に基づく期末手当率の削減による人件費の減とこれらに伴う財政調整基金積立金の増。

農林水産業費では、畑総事業に係る北海道予算の全体調整に伴う事業費の増。

次に、水道事業会計ですが、一般会計同様、人事院勧告に基づく職員の期末手当の率の削減による人件費28万2千円を減額補正させていただいております。

次に、条例改正についてですが、先にご説明いたしました人事院勧告に基づく期末手当の率の削減につきまして、特別職の給与等に関する条例と職員の給与に関する条例の一部改正を提案させていただいております。

以上、町から提案させていただいている4件の案件の詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたしまして、本臨時議会招集のご挨拶といたします。

引き続きまして、お手元に配布させていただきました行政報告を申し上げます。

まず1点目は、総務費指定寄付金についてでございます。

この度、総務費指定寄付金がございましたので、ご報告申し上げます。

11月1日に穂波にお住まいの簗島勇様に対する叙勲の伝達式の席上、町の活性化に使っていただきたいと100万円のご寄附がございました。

簗島様は、昭和26年4月に当時村議会議員として当選、その後町議会議員として、昭和62年に勇退されるまでの間、5期20年にわたって議員を務められました。

また、教育委員・農業委員・監査委員などの公職も務められ、さらに青年団の設立などにもご尽力されるなど、さまざまな分野で数多くのご功績を残されたものでございます。

こうした功績が認められ、10月1日付で旭日单光章きよくじつたんこうしょうを受章され、これを記念してご寄附いただいたものでございます。

簗島勇様のご功績に改めて敬意を表しますとともに、ご厚意に心から感謝を申し上げます。

寄付金につきましては、ご本人の意向に沿い、本年度新たに設けました「地域活性化基金」に積立てし有効に活用させていただくこととしております。

また、この件に関しましては、12月の第4回定例議会において、予算補正をさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

2点目は、北見警察署訓子府駐在所の定員についてでございます。

北見警察署訓子府駐在所の定数削減について、行政報告をさせていただきます。

訓子府駐在所は、防犯、交通事故対策や地域住民の生活環境維持のため、重要な施設として機能しているところでございます。

駐在所の定員につきましては、平成20年4月に洞爺湖サミットの警備強化のため2名体制から1名体制となり、サミット終了後は、駐在所2名体制の復活に向け北見警察署長に要請活動をしてきたところでございます。

駐在所定員につきましては、所在地の人口、犯罪件数、交通事故件数や本署からの距離などを勘案し決定しており、北海道内全体の定員も削減されているなかで、人口急増地域、犯罪が多い地域や幹線道路がある地域などを中心に配置されており、地方の定員削減には、北海道警察でも苦慮しているとのことです。

警察官の定員は多いほど住民に安全や安心を与えることとなりますが、今後もさらに置戸駐在所、上常呂駐在所、北見署との連携を強化するなかで、機能を充実させることとし、本町の駐在所定員は1名体制で継続することとなりました。

以上、訓子府駐在所の定数削減について、行政報告させていただきました。今後も安全と安心のまちづくりに努めてまいる所存ですので、議員の皆様の特段のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、ホクレンくみあい飼料工場の再編についてであります。

ホクレンくみあい飼料工場の再編につきましては、昨年11月の第3回臨時町議会において行政報告をさせていただいたところでございますが、今年、11月22日にホクレンくみあい飼料株式会社の代表取締役である井出社長が来庁し、北見工場廃止のスケジュール等についての説明がありましたので、その内容について、報告をさせていただきます。

基本的には前回の報告に沿った内容であります。北見工場につきましては、来年3月に製造を終了することとし、現在は製造ラインを縮小し、釧路工場を中心に移行している段階にあります。

この製造ラインの移行が完了次第、不要となる建物の一部と製造施設の解体、撤去、整地を行うこととなりますが、遅くとも来年の7月には、完了する予定となっております。

当初、工場跡地は飼料の配送拠点施設として活用したいとのことでありましたが、紋別方面に新たにストックポイントを設けることとしたため、ホクレンとしては、土地、建物を一括してきたみらい農業協同組合に売却する方向で協議を進めているとのことであります。

なお、これまで北見工場で行ってきた粗飼料分析業務につきましては、現事務所にて継

続することとしており、これに要する社員3名程度を残すとのことでもあります。

また、今回の工場再編に伴い、輸送部門の倉庫内荷役作業をしている下請業者において4人の解雇者が発生する見込みであることから、雇用受入についての協力要請がございました。

これについては、きたみらい農業協同組合とも協議したいと考えておりますが、町としましては、臨時職員として、その内の1名を受け入れる方向で検討を進めているところであります。

今回の工場再編につきましては、近年の急激な飼料価格高騰の影響で、厳しい経営環境にある酪農畜産農家の強い要望に応え、安価で安全安心な飼料を提供するために行われるものでありますので、受け入れざるを得ないものと判断しておりますが、昭和54年に、町の誘致活動に応える形で北見工場が建設され、以降、本町の産業振興や地域振興に多大なるご協力やご貢献をいただけてきました。この場をお借りし、お礼を申し上げたいと思っておりますが、こうして再編・統合により工場が消えていくという厳しい現実と直面し、改めて行政として地元企業を支援していくことの重要性を認識したところでございます。

今後におきましても工場再編による酪農家の皆さんへの影響が生じないように、引き続き、きたみらい農業協同組合や酪農関係団体とも連携しながら必要な取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） ただいま報告のありました3件の行政報告に対し、1件目の総務費指定寄付金を除く2件について、若干の時間、質疑することを許します。質疑は1人2回に制限いたします。

ご質疑ございませんか。

3番、山本朝英君。

○3番（山本朝英君） 3番、山本です。この報告の中の3番であるホクレンくみあい飼料工場の関係でお伺いしたいと思っておりますが、これは当初、配送センターにする予定との報告があったかと思っておりますが、今、町長の説明によりますとこの工場を閉鎖するというのか、製造ラインを閉鎖し、紋別に配送拠点施設をつくることであれば、単純ないわゆる配送センターになるのか。そのことできたみらいに用地などを譲る方向なのかということ等々含めて、もう少し具体的にお伺いしたいと思っております。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、山本議員から3点目のホクレンくみあい飼料工場の移転についてのご質問がございました。昨年、第3回臨時町議会でご報告をさせていただきました。

1つは、研究機関の飼料分析については残す。それから、正職員といいましょうか、職員についての解雇等を行わない。関連する下村運輸についても影響が出ないように、これはむしろ強化をしていきたいとのご報告をさせていただきましたし、そのように会社からも説明をいただきました。しかし、下村運輸自体が中間点というよりは釧路からこの地方の飼料を配送することとそれからもう1つは、道北をにらんだ際には、紋別が機能的ではないのかということです。元々は興部に本社があるようでございますので、その中心的な下村運輸の拠点については、紋別方面で強化をしていくということをお井出社長からご報告を受けました。まだ間もないこともございますから、下村運輸とはまだ協議をしておりま

せんが、どのような状況なのかの説明をまだ受けておりませんが、いずれにいたしましても釧路とそれから紋別を中心とした配送に持って行く考え方のようでございます。

さらに、跡地については、いろいろな動きがあったようですが、JAきたみらいがあの大きな工場をそのままたまねぎの保管庫として使うということなのです。今、手元に写真を持ってきていませんが、市街地から駒里の西側に向かって行き左に入って行く。その入ったところにある事務所はそのまま残す。それからさらに西側の大きなドーム型の建物は、きたみらいがたまねぎ倉庫として使う。ただし、あそこは断熱がきちんとされていませんので、ある意味では、一時保管という考え方のようであります。その大きなドーム型の南側にある2つほど小さ目というよりは、普通から見ると大きいのですが、そこは取り壊すこととございますので、それらに関連し、町としては、水道管を止める。それから、ホクレンが埋設した高園からホクレン飼料工場までホクレンの所有物である水道管がございまして、それは町に寄贈していただくことの話をし、一部、農家の方もそこから分線しているようですので、影響のないようにさせていただくことで話を進めているところでございます。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもって、行政報告を終了いたします。

◎議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第63号

議案第64号

○議長（橋本憲治君） この際、日程第4、議案第65号、日程第5、議案第66号、日程第6、議案第67号、日程第7、議案第63号、日程第8、議案第64号は、関連する議案なので、一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

議案第65号から、順次説明をお願いします。

山本朝英君。

○3番（山本朝英君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由をご説明をいたします。

議案書の16ページをお開きください。

議員提案であります議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第31号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

平成22年11月30日提出。

本案の提出者は、所管の総務常任委員会でございます。

訓子府町議会議員 山本朝英、同じく議会議員、川村進、同じく議会議員、佐藤静基、同じく議会議員、河端芳恵、同じく議会議員、小林一甫の以上5名であります。

この条例改正につきましては、今年8月10日に国家公務員に対し出された人事院勧告



を受け、議員の期末手当も従来から、この勧告に基づき改定してきている経過を踏まえ、11月3日に全員協議会を開催し、この人事院勧告に準じて改定するよう決定した次第であります。いろいろな議論はありましたが、その結果によって決定したということでございます。

それでは、記以下について、ご説明いたします。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、次のページに新旧対象表も掲載しておりますが、下段にあります「期末手当改正概要」にて、ご説明申し上げます。

まず、第1条であります。本年12月期に支給する期末手当を現行の2.2カ月から0.2カ月減額し、2.0カ月とし、年間の支給月数を4.15カ月から3.95カ月とするものであります。

これにつきましては、平成22年度限りの措置であります。

また、第2条では、平成23年度以降に支給する分についてであります。6月期に支給する期末手当を現行の1.95カ月から0.05カ月減額し、1.9カ月とし、12月期に支給する期末手当を現行の2.2カ月から0.15カ月減額し、2.05カ月とし、年間の支給月数を22年度と同様、4.15カ月から3.95カ月とするものであります。

次に、16ページに戻りまして、附則につきましては、先ほどもご説明申し上げましたが、この条例につきましては、平成22年12月1日から施行することとし、ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第65号について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第66号を議題といたします。

総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） それでは、議案第66号の提案理由の説明をさせていただきます。議案書の18ページをお開き願いたいと思います。

議案第66号 町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

町長、副町長及び教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和25年条例第15号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

それでは、記以下につきまして説明させていただきます。

18ページにつきましては、改正条文でございますが、19ページで説明いたします。

上の部分につきましては、新旧対照表になっており、右側が現行で左側が改正案となっております。また、改正部分につきましては、下線を引いてあります。

この条例改正につきましては、平成22年の人事院勧告に準じて期末手当の率の削減をするもので、その改正内容を表の左上の枠外に書いてあります第1条と第2条で記載しております。

なお、特別職につきましては、期末手当しかございませんが、わかりやすいようにその概要を一番下の表にまとめてございますのでご覧いただきたいと思っております。

この概要表につきましては、第1条分として、平成22年度のみ6月の期末手当は支給が終了していることから、年間の削減率0.2カ月分の削減を12月期の期末手当でまとめて削減しているものでございます。

第2条では、平成23年度以降の年間の削減率0.2カ月分を、6月期では△0.05カ月、12月期では△0.15カ月に振り分けて削減しているものでございます。

それでは、18ページに戻っていただき、附則でございます。

この条例の第1条は、平成22年12月1日、第2条は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第66号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続き、20ページをお開きいただきたいと思います。

議案第67号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

それでは、記以下につきましてご説明させていただきます。

この条例の一部改正につきましても平成22年の人事院勧告に基づき行うものでございます。

20ページにつきましては、改正条文でございますが、内容については、議案第66号でご説明しましたように、21、22ページは新旧対照表になってはいますが、後でご覧いただくこととして、23ページの期末・勤勉手当改正概要の表で説明したいと思いますので、23ページをお開き願いたいと思います。

まず、上の表につきましては一般職員に関するものです。

年間の削減率につきましても特別職と同じでございますが、職員の場合は、表にありますように期末手当と勤勉手当に分かれております。

第1条では、平成22年度分を12月の期末手当で△0.15カ月、勤勉手当で△0.05カ月の合計0.2カ月を一括して削減になります。

第2条では、平成23年度以降の取扱いについて明記しております。その内容は、6月期の期末手当で△0.025カ月、勤勉手当で△0.025、12月期の期末手当では△0.125カ月、勤勉手当で△0.025カ月、年間で△0.2カ月の削減となります。

次に、下の表につきましては、再任用職員の手当の改正になります。現在、再任用の適用を受けている職員は本町ではございませんが、条例上、明記されておりますので合わせて改正することをご理解願いたいと思います。

第1条では、平成22年度適用の期末・勤勉手当でそれぞれ△0.05カ月、合計0.1カ月の削減率となります。

平成23年度以降適用の第2条では、6月期勤勉手当で△0.025カ月、12月期の期末手当で△0.05カ月、勤勉手当で△0.025カ月、合計で0.1カ月の削減率となります。

20ページに戻っていただき、附則でございます。

この条例の第1条は、平成22年12月1日、第2条は、平成23年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第67号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第63号を議題といたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 議案第63号 平成22年度訓子府町一般会計補正予算（第3号）の説明を申し上げます。議案書の1ページでございます。

今回の補正は、第1条にありますように279万円を追加し、歳入歳出それぞれ39億6,655万6千円とするものでございます。

この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページにあります「第1表 歳入歳出予算補正」の表のとおりであります。これについては、ご覧をいただくこととし、3ページ以降の事項別明細書により、その内容を説明させていただきます。

次に、第2条では、地方債の補正について定めており「第2表 地方債補正」によることとしております。

2ページをお開きいただきまして、2ページの下に第2表がございますので、ご覧をいただきたいと思いますが、道営訓子府南部地区畑総事業につきましては、今回の補正により、適債事業が追加になったことによりまして、借入限度額を140万円増の430万円にしようとするものであります。

ここで、5ページにございます地方債の年度末現在高の見込みに関する調書をご覧ください。右端の欄の下から3行目にありますとおり平成22年度末の現在高見込額は、53億2,480万9千円となっております。

続きまして、3ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の歳入について説明を申し上げます。

11款、1項、1目、農林水産業費分担金の1節、農業費分担金として、75万円の追加につきましては、道営畑総事業の道予算の追加によるものであり、南部地区で事業費ベース1千万円の追加があったことから、農家負担の増加分の計上であります。

次に、19款、5項、1目、農業生産基盤整備事業推進交付金として、63万円の追加は、ただいま説明した道営畑総事業の追加配分によるものです。

その下の6項、5目、雑入として、1万円の追加は、畑総実施農業者の借入金の増加に伴う助成金の追加計上であります。

20款、1項、2目、農林水産業債の1節、農業基盤整備事業債として、140万円の追加は、南部地区畑総における事業の追加によるものです。

続きまして、4ページの歳出について、説明いたします。

まず、1款、1項、1目、議会費の経費区分1、議会人件費、35万7千円の減額につきましては、議員の期末手当について、支給率を職員の期末、勤勉手当に準じて、年間0.2カ月を減額しようとするものであります。

2款、1項、1目、一般管理費の経費区分10、各種基金積立金、960万2千円の追加は、今回の財源調整として、財政調整基金、960万2千円を追加するものであります。

ここで、別冊になりますが、別冊の資料をご覧いただきたいと思っております。別冊の資料1、基金保有状況をご覧ください。今回の調整後の一般会計基金保有は、この表の下から5行目の右のとおり、平成22年度末の総額で、21億511万1千円となっております。

4ページに戻りまして、4款、1項、1目、保健衛生費総務費の経費区分9、水道事業会計補助金、14万2千円の減につきましては、一般会計から直接補助している水道事業職員の人件費に対する補助金であり、手当支給率の改定による減額であります。

次に、6款、1項、5目、農業基盤整備事業費の経費区分1、農業基盤整備事業についてであります。歳入で説明のとおり畑総事業の道予算の追加配分により、200万円の追加計上と同じく歳入の雑入で説明のとおり畑総実施農家借入額の変更による1万円の追加計上となっております。

なお、畑総事業の財源等につきましては、別冊の資料2、一般会計補正予算に係る投資的事業にわかりやすく記載してございますので、後ほどご覧ください。

次に、9款、1項、1目、消防組合費の経費区分1、北見地区消防組合関係経費、89万7千円の減につきましては、手当支給率の改定による減額でございます。

続きまして、13款、1項、1目、給与費の経費区分1、職員給与費につきましては、特別職及び一般職に係る人件費の補正であり、総額で742万6千円を減額しようとするものでございます。職員給与費につきましては、6ページの給与費明細書で説明いたしますので、ご覧いただきたいと思いますが、上の1. 特別職の表の1番上の欄が町長、教育長に係る、補正後の予算額でございます。期末手当支給率の改定により、補正後の予算額は、比較欄に記載のとおり19万8千円の減で合計額が1,967万2千円となっております。

続きまして、2. 一般職の表でございますが、同様に期末勤勉手当支給率の改定であり、期末手当を2.75カ月から2.6カ月へ、勤勉手当を1.4カ月から1.35カ月へ改定するもので、722万8千円の減となりまして、特別職との合計額724万6千円を減額補正するものでございます。

7ページの一番上に補正後の人件費の総額について記載してございますが、議員や各種委員を含む人件費総額は8億982万4千円となっております。

また、給与費明細書につきましては、地方自治法施行規則により、書式が定められており、これに沿ってまとめた人件費の説明資料でございますが、他の項目につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、総額279万円を追加する補正予算の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 次に、議案第64号を議題といたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（竹村治実君） 議案第64号 平成22年度訓子府町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案説明をさせていただきます。議案書の11ページでございます。

今回の補正は、職員の給与に関する条例改正に伴いまして、期末・勤勉手当の率を引き下げたことによるものでございます。

まず、第2条で、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入では営業外収益で14万2千円を減額し、水道事業収益の総額を1億8,017万5千円とするものであります。

次に、支出であります。営業費用で28万2千円を減額し、水道事業費の総額を1億

6, 240万9千円とするものであります。

次に、第3条で、予算第6条に定めた「議会の議決を経なければ流用することのできない経費」の既決予定額2,954万9千円を2,926万7千円に改めるものでございます。

次に、第4条では、予算第7条に定めた「他会計からの補助金」の既決予定額5,568万9千円を5,554万7千円に改めるものでございます。

続きまして、12ページにつきましては、一般会計の事項別明細書に相当するものであり、その内容を説明させていただきます。

まず、収益的収入及び支出の収入であります。1款、2項、2目の他会計補助金につきましては、一般会計補助金として職員の人件費に対する補助金において、手当支給率の改定に伴い事務職員人件費14万2千円を減額するものであります。

次に、支出であります。1款、1項、3目、総係費の期末手当の率を0.15カ月分下げたことにより20万6千円の減額、勤勉手当の率を0.05カ月分下げたことにより7万6千円の減額であります。手当総額では28万2千円の減額であります。

次に、13ページは、資金計画の一覧表であり、14ページ以降は、給与費明細書でございますので、ご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、平成22年度訓子府町水道事業会計の補正予算について、提案説明をさせていただきましたが、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋本憲治君） 以上で、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第63号、議案第64号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第63号、議案第64号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑することを許します。

まず最初に、議案第65号の質疑を許します。議案書16ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第65号の質疑を終了いたします。

次に、議案第66号の質疑を許します。議案書18ページでございます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第66号の質疑を終了いたします。

次に、議案第67号の質疑を許します。

7番、工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） 7番、工藤です。議案第67号について、何点か気の付いたことを質問いたしたいと思っております。

まず、1つには、今回の職員の給与に関する条例についてですが、これについては、昨年この臨時会と同じような時期に臨時会がありまして、手当の問題なのですが、手当率を4.5から4.15に減額された。そしてまた今回、このような形で4.15から3.9に減額する提案がされている訳ですが、金額にしますと職員分で昨年は1,100万円

余の減額になった。そして、今年でいけば722万8千円の減額になる提案がされていることになっていますが、いわゆる町職員におかれては、やはりこの基本的には生活給であることから考え、さらには、今回これは、おそらく先ほどの説明にもありましたように人事院での国家公務員にならった形での減額提案と思うのですが、このところずっとこのような形でできていますが、このことによって、職員の方々の町民に対する行政サービス、いわゆる住民に奉仕するという方向の中で、大いに仕事をしていただくことになるのですが、そのことに対しての影響といたしますか、士気というのか、そのような心配は出てこないのかと1点は思うところです。

それともう1つですが、これはこのような形でカットされることそのものが、いわゆる官民格差の解消というような形で、特に、おそらく5、6年前だと思うのですが、比較をする対象も民間では、100人以上の規模のものから50人程度のものに給与の対象となる部分に変更になっており、そのことによって、おのずと下がるため、当然、下げざるを得ない形になり、改定されているのですが、これは確かに民間の今の状況から考えるとわからないことではないのですが、果たしてそのことがずっと続いてきていることが、現実的に民間の底上げになっているのか。

それともう1つ、そのような形で人事院勧告を受け、実施してきたことが、経済、地域経済も含め、底上げになってきているのか。事実として、そのようなことをどのようにとらえられているのかということが2点目です。

それともう1点、昨年言おうかと思っても言わないで終わってしまったのですが、基本的には反対することではないのですが、今年も720万円余をこのような形で職員の方々はカットになる。いわゆるそれが職員の方々の生活に直接ひびく金額になって返ってくる訳ですが、本町においての720万円何がお金かどのような使われ方をするのか。このような形で、皆さん方に辛抱していただいた。それをやはりこのような形で使わせてもらうというような使い道も含め、今回は、おそらく提案されているように、財政調整基金の中へ積立てて、それは有効に使うことになると思うのですが、そのことも含め、しっかりと町民に言っていく必要があるのではないのかという思いがしていたのです。結局、町民の側にしても、民間も大変だから、こんなのは当たり前ということは、それはもちろんその心情というのは十分わかるのですが、特に、行政の専門職として、これからも頑張っていかなければいけない方々に対し、やはり、この減額された分の使い道もしっかりと町民にとって、役立つところに使っているという発信がなければ、職員の人たちもなかなかどうなのかと思えます。それで元気が出るという訳ではないと思うのですが、やはりそのような観点にも立っていかなければならないかと思っていますので、その点についての考え方がありましたら、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 総務課長。

○総務課長（佐藤明美君） 今、ご質問いただきました3点についての1番目と2番目を私のほうで、3点目は企画財政課でお答えさせていただきますが、1点目の住民の奉仕に対するサービスの低下がないかというような意味合いだったと思いますが、これについては、給与の削減につきましては、万やむを得ないと言いますか、今まで国公準拠いうことを言ってきております。実は今回、手当削減につきましては、去年も同様でしたが、町独

自で4%の給与削減をしておりますので、給与の部分については、去年も今年も大した額ではないのですが、削減を行っていない。給与以外の手当の部分だけの削減を去年、今年とやっている状況であり、これはうちの町村だけに限らず、公務員ほとんどの町村が、給与も含めてやっているのが実態でございます。これがイコール住民サービスの低下、給与が下がったことによって今までやっていたことをやらなくていいかというスタンスにはなりませんので、それについては、影響ないと思っています。もちろん影響しては困ると思いますし、影響はないと考えております。変わらないということで考えています。

それから難しい話の2つ目ですが、地域経済の影響でいきますと小さな範囲で考えますと確かに給料が下がることで、例えば小さなうちのような町の場合ですと意外にうちの役場の職員の給料体系が民間の給料体系にややなっている状況がありますので、その部分でいくと伸びていかないことから考えれば、そのようなことはあるのかもしれませんが、ただ、それぞれがすぐに役場、人勧で下がったから民間が下がるような状況かは把握しておりませんが、今まで臨時職員の日給等につきましても、うちのほうが若干名遅れている状況がありましたので、その部分でいくと、底上げ等をしてきておりますが、すぐに公務員の賃金と給与等の影響が民間に反映するような状況には今なっていないのではないかと考えています。逆に先ほど工藤議員が言いましたが、これも3年ぐらい前ですか、100人の事業所の規模から50人の事業所の規模に下がったことで、若干、当然、給料も下がっている事業所も含まれたことの比較をもって、下がっている状況です。今回もシビアにいきますと給料の1号俸換算でいきますと月にして、200円か300円なのです。そこまでは取り入れていない町村もありますが、一応そのこともぎりぎりのところではかってきた。業種なども対象になっており、それでも、やや公務員が高いというような状況をPRといいますか、報道されてしまった部分ございますが、それによっては、必ずしもそれぐらいの誤差は誤差のうちでないという考え方もございますが、一応、多くの市町村は、人事委員会をもっていないので、心のよりどころというのがないものですから、あくまでもこの人事院勧告に基づかざるを得ないというような状況はあると思っています。それがストレートに国から町村にきた時に訓子府町は、例えば民間の事業所がそれによって変わるかどうかというところは把握しておりませんが、簡単にいくような流れでもないですし、額的にも今回そんなに大きくない部分もありますので、影響はないと思っています。ただ、手当については、官公庁の場合、大体決まっておりますが、民間の場合、売れ行きによって誤差が出てきますので、差があるかもしれませんが、それは官公庁が下がったからという意味ではなく、経済や会社の営業成績などによった差と考えております。

○議長（橋本憲治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山内啓伸君） 3点目の関係なのですが、720万円の人件費のいわゆる浮いた分という形になると思いますが、これについては、なかなかこれをもって何に充てるとかというのは、なかなか言えないと思っております。これについては、全体をみていただくしかないと思っています。これから作成する当初予算あるいは6月補正になります。政策予算、これらの全体をみて、これを有効に活用する形しかないと思っていますので、よろしくお祈いします。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

4番、川村進君。

○4番（川村 進君） 4番、川村です。今回のこの下げ方ですが、恒久的に町職員の給与は町民の8割方が人が高すぎると言っております。それで今回のように期末手当をその時にだけ0コンマいくらかを下げるという感覚、これは少しおかしい。高すぎる給料であることから、根本的に変えなければならないと私は思っています。

今、工藤議員から行政サービスの件について、低下がないかとのお話ですが、僕は町長と10日ほど前にもお話ししましたが、本町の職員の行政サービスは、目に見えないところでおかしなことばかり起こっております。1つの例は、私は難聴のため、その手続きに行ったら、書類が出てこない。それを私が指摘してもまだ改正されない。今回は、人事院勧告を受けてのパーセンテージですが、本来はもう少し下げてもいい。もっともっと下げなければならないと思っています。そして、今回、議員が議員提案により、同じように下げたが、議員の足を引っ張るようなことはまずい、本当は職員の給料は高すぎるというのが、町民の80%以上の人が言っています。なぜ、高くないといけないのか言っているのです。ここのところを考えてもらった時に、行政サービスの低下というよりも、もっともっと下げなければならないというのが私の意見なのですが、町長自ら答えてください。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 川村議員から、町長、職員の給料高すぎるのではないかと。それで議員が引っ張られるのは、より困るというご意見ですが、職員がある意味では行政サービスについては、おかしなことばかりやっている。議員の手帳等も含め、まずさはあるのではないかとということでございます。先の工藤議員からの質問にもございましたように、私どもの給料は、基本的には地方公共団体の町長自身が提案し議会の議決を得るものであります。このことは、紛れもない事実。例えば、夕張や留萌などは職員の給料を半分、あるいは10%、20%を削るとすることもこれはこの提案に対して、議会が決めていくのが基本的なルールです。これはご理解いただきたい。

私自身は、職員との話し合いをもって、平成20年から一律4%の削減をさせていただきました。それは、財政の再生といいますか、健全化に向けて、職員自らが、私も含めて努力していこうということで職員組合の理解も得て、そして、管内では、一律4%を下げているのは、まだないと思いますが、このような形で3年間過ごしてきたという状況でございます。

しかし、基本的には、財政も家庭と同じですから、やりくりの中で、職員の給料についても総体として判断すべきではないかというのが原則的です。しかし、多くの自治体は、地方公務員の給料は、国家公務員に準ずるという考え方をベースにしておりますので、これは、今回の給料は、国家公務員に対して精査し、国家公務員に準じて減額の提案をさせていただいているところでございます。ただ、公務員制度審議会は、終身雇用制の公務員制度の改正と給料の体系も含め、かなり、いじりたいという考え方をもっているようでございますから、ある意味では、今後、国民的な議論を含め、私どもの町も例外ではなく、適切な職員の給料のありようについて、私たちは考えていかなければならないと思っております。

一般質問ではございませんので、行政サービスの職員の対応については、答弁を差し控えたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

もう1点、関連して申しますとこれは工藤議員の質問ですが、720万円をカットした



分というか、減額した分をこのように使うというようにするべきでないのかとの意見ですが、そのことで職員にある意味では激励にもなるのではないのかということですが、これは、私が町長になった時、私の給料を50万円に当面下げます。それから副町長を置きません。この財源をもって、例えば、医療費を無料化にするなど、およそ浮くであろう8千数百万円、9千万円ぐらいを4年間でそのような財源に充てるべきではないかのご意見もあったと記憶しています。

しかし、予算は目的で使うというよりは、財政総体、会計総体として、議会の議決を経て、そして私は適切な会計、財政運営をするのが望ましいとのことで、あえてそのような措置を提案せず、今日に至っておりますし、過去、また戦後の訓子府町の歴史からしてみても、その減額した部分をこのように使う措置は、いまだ講じてはおりませんので、このことは、将来的な課題として、こうあるべきではないかということも含め、議論をしていかなければならないことであるとご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） 川村進君。

○4番（川村 進君） 川村です。今、町長は4%を一律で下げた町村はないとの説明ですが、北見市は9%を下げ、8年目に入っています。そして、興部町の町長、名前は忘れましたが、お会いしたことあったのですが、興部町長をお辞めになった時に、今の財政では職員に給料を払っていけないと言って辞任したのです。その時、議会が35%の職員給与カットを提案された時、それではひどすぎるということで15%に抑えてやっています。調べてみてください。夕張は45%ぐらい給料が下がっている。赤平は30%、歌志内も30%です。そのような市町村もありますので、本町の4%は少なすぎる。北見市が9%ならそろえて9%にする。町長がいう4%は安すぎます。一律4%を下げている、下げていないというのは町長の考え方で、50万円の給料も安いのか高いのかは疑問です。斜里町長は38万5千円でやっています。本町の今の財政で考えた時に4%が高いか低いかわかるのは町長の考えであり、私はもっともっと下げなければいけないと思っています。どうですか。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 正式に確認をすべきだと思いますが、1つは、興部町の<sup>はざま</sup>町長のところですが、確かに一時はありましたが、今は戻っているはずですが、実質公債費率が、管内でもっとも高い。そのような状況の中で町政運営をしているということですから、冒頭申し上げましたが、そのようなこともありうるので、ご理解をいただきたい。

それから北見市は、端野、留辺蘂、常呂、北見との1市3町の合併に際し、調整の中でさかのぼっているいろいろな動きがございましたから、確かに総体として、状況によっては、自治体では、そのような数字があるかもしれません。しかし、私は、今正確な資料を持ち合わせていませんので、答えることはできません。

それから最後に、斜里町の村田町長の給料は、公約として2分の1にした。これは夕張市長も全く同じでございます。これは政策として財政状況を考えて、私自身もそうですが、2分の1にするか、何%削るかであります。

ちなみに、私自身の給料で言いますと全道で下から10番目という状況も事実でございます。これは政策として、町長が立起に際して、マニフェストとして提案したことでありまして、それが高いかどうかという次元の問題ではないと思いますので、ご理解を賜りた

いと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第67号の質疑を終了いたします。

次に、議案第63号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） あえてこの議案のところまで黙っていたのですが、今、前段で議論されてきました給与の関係。確かにこの中で議員の給与、特別職、職員の給与という形で数字が出ております。それぞれ考え方が違う。視点が違えば、いろいろな意見が出てくるというのは、当たり前かと思いますが、私は前段でありました地域経済の影響という部分でいくと給与水準の問題もさることながら、消費に対する問題も出てくると思いますので、先ほど提案のありました使い道等についても十分なる配慮をしながら、この減額の活用をしていただきたいと思ひますし、また、我々も十分な配慮をしていかなければならぬと考えております。その点を1つお願いしたいのと4ページの農林水産業費の関係であります。この南部地区の事業が1千万円ほど事業費で追加になったということであります。この事業がどの分野でどのような事業追加されたのかという点ともう1つは、畑総事業の進捗状況は、どのような状況にあるのかということも含めて説明をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（橋本憲治君） 農林商工課業務監。

○農林商工課業務監（村口鉄哉君） それでは、4ページの6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、農業基盤整備事業費の経費区分1、農業基盤整備事業の説明の中にあります道営訓子府南部地区畑総事業の総事業費1千万円の追加の中身ということでご説明をさせていただきます。この工種で申し上げますと先ほど企画財政課長から説明がありました適債事業ということで、区画整理事業が追加しております。その分に対する1千万円ということでご理解をしていただきたいと思ひます。

2点目の事業の進捗状況ということですが、全体的な進捗状況と今年の進捗状況を説明をさせていただきますと今年については、基本的には既に事業がほとんどが終わっている状況でございます。事業本来の進捗状況につきましては、既にご存じのとおり、当初、平成22年度で事業が終了予定でございましたが、予算が現在、配分されていないことで、現在の残事業としましては、南部が1億4千万円程度、それから、東部地区につきましては、1億1千万円程度がまだ事業費として、残っているということですので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（橋本憲治君） 町長。

○町長（菊池一春君） 給料の減額の経済的な影響もさることながら、町内の消費に対する配慮もしていただきたいということとさらには、畑総関係の状況について、大きく2つの質問でございました。

消費に対する配慮につきましては、景気浮揚対策等の国の補正の動向を注視しているところでございますが、今、担当課に指示しておりますのは、国の補正があるないにかかわ

らず、町の姿勢として、今の状況を考え、例えば昨年実施したプレミアム商品券の単独実施、あるいは商工活動の活性化に向けての緊急提案について、商工業者とも協議を重ねながら、今後、12月には提案できるようにして今、内部的な検討をしていただいておりますし、今日この議会が終了したら商工会長ほか役員の皆さんが私のところに要請へ来るようになっておりますので、それらのご意見も十分聞きながら、できる限りのことをしてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の畑総事業でございます。村口業務監から申し上げましたとおり、本来、22年度で終わるはずだった計画のやり残し部分が東部と南部を合わせて2億5千万円ほど、まだ残っているということでございます。これは何度か一般質問でもございましたように農水省、道内選出の議員等も通じて、町村会、土地改良区、土地連等々も含めて、かなりの強い要望をしてきているところでございます。

しかし、実態は、総体として戸別所得補償制度にシフトされていく。そして、去年削られた畑総事業の土地改良事業等の3千数百億円の回復はいまだなっていない状況でございます。北海道も先般11月に管内の状況を聴取に来て、私も町村会の農水の副委員長として、発言をさせていただいたところですが、これらの推移を見ながら何としてもパワーアップの残部分については、必ず優先的にやるべきと主張をしておりますし、新計画についても土地改良事業は戸別所得補償と両輪であると要望を続けているところでございます。実は、この議会が終わりましたら私は昼から上京しますが、2日の朝、農水省の農村振興局農村政策部で実質、畑総のとりまとめと責任を持っている計画課長補佐と1時間、面談をする約束になっておりますので、今の国の予算の動き等も含めて、私どもの町がどう進まなければならないかも含め、意見交換をしてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（橋本憲治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第63号の質疑を終了いたします。

次に、議案第64号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、議案第64号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

ここで、暫時、11時まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（橋本憲治君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

これより、一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第63号、議案第64号の採決をいたしたいと思います。

議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第63号、議案第64号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第63号、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

◎意見書案第8号

○議長（橋本憲治君） 次に、日程第9、意見書案第8号 国土交通省「北海道局」の存続に関する要望意見書を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書24ページでございます。

工藤弘喜君。

○7番（工藤弘喜君） ただいま、議長からお許しをいただきましたので、意見書案第8号について、ご説明をいたします。

意見書案第8号

国土交通省「北海道局」の存続に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成22年11月30日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 工藤弘喜

議員 西山由美子

議員 上原豊茂

議員 橋本憲治

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって、説明にかえさせていただきます。

次のページをお開きください。

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年11月30日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

国土交通大臣様

以上でございます。

ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。

質疑は提出議員に対する質疑といたします。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

9番、上原豊茂君。

○9番（上原豊茂君） 9番、上原です。この意見書案に対して、私の賛成の立場からの討論を行いたいと思います。北海道経済並びに北海道における社会基盤整備を担っている北海道局の存在は、私たちの今後の生活を支える意味においても意義あるものと認識しているところであります。

しかし、一方、道民の中にはさまざまな疑問を呈<sup>てい</sup>する人々がいるもの事実であります。その点からしますと道民の十分なる理解と同意をもって、道民の総意として意見書の提出がされることが望ましいのではないかというふうに感じているところであります。今後、これらについて、十分な配慮を行うことを期待して、今提案の意見書に対する賛成の立場での私の討論といたします。

以上であります。

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（橋本憲治君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第8号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（橋本憲治君） 挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣言

○議長（橋本憲治君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成22年第4回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞様でした。

閉会 午前11時11分